

厚生労働省編職業分類の改定により 職業安定業務統計を用いた一般賃金は 令和7年度適用分から新分類を使用します

派遣労働者の待遇を「労使協定方式」により確保する場合は、派遣労働者の賃金を「派遣労働者が従事する業務と同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金（以下、一般賃金）の額以上」とすることが義務付けられています。この一般賃金（一般基本給・賞与等）は、賃金構造基本統計調査および職業安定業務統計を活用し、毎年度公表しています。

このたび、職業安定業務統計に用いる「厚生労働省編職業分類」を改定したので、職業安定業務統計を用いた一般賃金については、**令和7年度適用分から改定後の職業分類を基に公表**します。

各職業分類の具体の改定内容については、独立行政法人 労働政策研究・研修機構の「第5回改定厚生労働省編職業分類」をご参照ください。

<https://www.jil.go.jp/institute/seika/shokugyo/bunrui/index.html>



厚生労働省編職業分類の概要と改定経緯

「厚生労働省編職業分類」は職業安定法第15条（標準職業名等）に基づき、労働力需給調整機関において共通して使用するものとして作成されています。

平成23年の第4回改定から10年以上が経過し、この間の産業構造、職業構造の変化等に伴い、求人・求職者の職業認識との乖離が生じている分野もみられたため、令和4年4月に第5回改定がなされました。

主な改定内容

- **大分類項目の見直し**（11項目 → 15項目）
 - ・ 「専門的・技術的職業」、「サービスの職業」について整理
 - ・ 項目名を分かりやすいものとなるよう見直し
- **中分類項目の見直し**（73項目 → 99項目）
 - ・ マッチングの観点から項目名・分け方を見直し
- **小分類項目の見直し**（369項目 → 440項目）
- **細分類項目の廃止**
 - ・ 「細分類」の廃止に伴い、マッチングの観点で必要なものについて、小分類項目に位置づける等見直し

適用時期

令和7年度適用分の一般賃金から（公表時期は令和6年度中）